

候補者推薦要領

1 推薦方法

別記様式による候補者調書、功績調書及び履歴書（各2部）を添えて、文部科学大臣あてに推薦する。

2 推薦人員

推薦は、各都道府県2名（団体）（ただし、指定都市を含む道府県は、当該指定都市の数だけ人数を増加できる。また、東京都は5名以内。）とする。ただし、推薦する個人又は団体と概ね同等の功績を有し、かつ、当該都道府県においてその年度に推薦すべき緊急性等特段の事情があると認める場合においては、上記の件数とは別に順位を付して若干名（団体）の推薦を受け付けることがあるので、該当がある場合には事前に相談すること。

3 候補者の例示等

(1) 表彰要項3の被表彰者の範囲でいう「多年」とは通算15年以上とし、「永年」とは、おおむね25年以上とする。

(2) 表彰要項3の(1)でいう候補者とは、例えば、

ア. 地方公共団体の各種審議会、委員会の委員等の公職にあつて活躍し、地域文化の振興に功績のあった者

イ. 文化施設、芸術文化団体、文化財保護団体の活動に尽力し顕著な業績をあげるなど地域の芸術文化活動、文化財保護団体の指導、普及、育成に功績のあった者

ウ. 地域の芸術文化の普及振興、文化財の保存活用のため各種事業等を行い、地域文化の振興に功績のあった団体

エ. 活発な芸術文化活動を行い、地域の芸術文化の振興に功績のあった者

オ. 地域の文化財等の調査、研究あるいは、保護活動を通じ、地域文化の振興に功績のあった者

カ. 衣食住に係る文化をはじめ地域の生活に根ざした「くらしの文化」の振興に功績のあった者

(3) 表彰要項3の(2)でいう候補者とは、例えば、

ア. 文化財の管理、修理、復旧等に貢献した者

イ. 無形文化財、民俗文化財、文化財保存技術の伝承、後継者の養成等に貢献した者

ウ. 地域の芸術文化の振興又は文化財の保存に功績のあった団体の管理運営に貢献した者

エ. 「くらしの文化」の振興に功績のあった団体の管理運営に貢献した者

(4) なお、推薦に当たっては候補者の功績が顕著であることを明らかにさせるため、都道府県知事若しくは教育長より表彰を受けているものとする。

4 候補者の対象としない者

(1) 現に地方公共団体に勤務する常勤職員で、文化行政に関する事務に従事している者
ただし、文化施設（美術館、博物館、文化会館等）の職員は除く

(2) 文化勲章受章者、文化功労者、芸術院会員、芸術院賞受賞者、重要無形文化財保持者（各個認定）

(3) 芸術文化又は文化財保護に関する功労による勲章、褒章（紺綬は除く）受章者

(4) 過去に文化庁長官表彰又は文化財保護委員会委員長表彰を受けた者

(5) 死亡した者

5 留意事項

(1) 推薦に当たっては、慎重に調査及び審査をすること。

特に国民感情とそぐわない者、社会道徳に反する行為のある者は差し控えること。

(2) 候補者の年齢は、おおむね50才以上とすること。